

入札参加資格を認定する許可業種（建設工事の種類）と  
発注工事種別の組み合わせ表（R7・8年度用）

建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類	工事種別
土木一式	一般土木工事（土）	鉄筋	一般建築工事（建）
	プレストレストコンクリート 構造物工事（PC）	舗装	アスファルト舗装工事（舗）
	港湾工事（湾）		維持修繕工事（維）
	維持修繕工事（維）		特殊舗装工事（特舗）
	グラウト工事（グ）	しゅんせつ	一般土木工事（土）
建築一式	一般建築工事（建）		港湾工事（湾）
大工	一般建築工事（建）	板金	一般建築工事（建）
左官	一般建築工事（建）	ガラス	一般建築工事（建）
とび・土工・コンクリート	一般土木工事（土）	塗装	塗装工事（塗）
	法面処理工事（法）		維持修繕工事（維）
	維持修繕工事（維）	防水	一般建築工事（建）
	グラウト工事（グ）	内装仕上	一般建築工事（建）
	一般建築工事（建）	機械器具設置	機械設備工事（機）
石	一般建築工事（建）	熱絶縁	冷暖房衛生設備工事（冷）
屋根	一般建築工事（建）	電気通信	通信設備工事（通）
電気	維持修繕工事（維）	造園	造園工事（園）
	電気工事（電）	さく井	さく井工事（井）
管	冷暖房衛生設備工事（冷）	建具	一般建築工事（建）
	管工事（管）	水道施設	管工事（管）
タイル・れんが・ブロック	一般建築工事（建）	消防施設	冷暖房衛生設備工事（冷）
鋼構造物	一般土木工事（土）		電気工事（電）
	鋼橋上部工事（鋼）	清掃施設	一般建築工事（建）
	機械設備工事（機）	解体工事	一般土木工事（土）
	維持修繕工事（維）		維持修繕工事（維）
	一般建築工事（建）		一般建築工事（建）

〔記1〕 島根県が定める発注工事種別（上表の工事種別）毎の工事内容の例を「別表1」に示す。

〔記2〕 許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例を「別表2」に示す。

**【別表1】 島根県が定める発注工事種別毎の工事内容の例**

発注工事種別	工事内容の例
一般土木	土木一式工事、及び、土木に関する工事で他の工事種別に属さないもの (道路改良、河川改修、ダム建設、砂防施設、治山(溪間工事、山腹工事)、上下水道、橋梁下部、トンネル、土地造成、ほ場整備等、新設に関するもの)
アスファルト舗装	道路等の地盤面にアスファルト舗装を新設する工事及び付随する路盤工事
舗装(特殊舗装)	コンクリート舗装、ブロック舗装、競技場のグラウンド舗装等、アスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事及び付随する路盤工事
鋼橋上部	鋼材を用いる橋桁等の製作架設工事(鋼桁の工場塗装を含む)
プレストレストコンクリート 構造物	プレストレスト・コンクリートによる橋梁等工事、及び、橋桁等の製作架設工事
港湾	海上で施工する工事、及び、それに付随する工事 (港湾、海岸、漁港、魚礁設置、消波ブロック製作、浚渫、等)
機械設備	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備、及び、その他の機械設備工事で電気工事、冷暖房衛生設備工事及び通信設備工事に属さないのもの
塗装	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線、その他一般塗装工事
造園	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び樹木管理剪定工事
さく井	取水を目的とした井戸の掘削、及び、集水・排水等のボーリング工事
冷暖房衛生設備 (建築物)	建築物・施設の冷暖房・給排水に関する配管工事、冷暖房設備に関する熱絶縁工事、及び、電気工事を除く消防防火設備工事
法面処理	アンカー工、法枠工、モルタル吹付、種子吹付、ロックネット、ロープ掛け工等の法面保護工事(擁壁形式の構造物工事を除く。)
維持修繕	既設構造物の維持・修繕に関するもの (舗装のオーバーレイ・打換え等の路面補修、側溝・道路付属物・トンネル等の補修、護岸・堤防等の補修、河川・砂防施設の堆積土砂撤去、ガードレール・標識等の新設・取替・補修、高欄補修、床版打ち換え・ジョイント補修、耐震補強・橋桁補強等の工事、電気通信設備等の補修)
グラウト	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト、薬液等を注入する工事
一般建築	建築一式工事、及び、建築に関する工事で他の工事種別に属さないのもの (サッシュ、解体、建物防水、鉄骨等工事を含む)
管 (建築物以外)	建築物・施設以外で小規模な給排水管等を設置する工事、及び、浄水施設・下水処理施設等の水道施設工事
電気	道路・河川・公園等の照明設備・配電設備・共同溝付帯設備等の工事、建築物の電灯・コンセント・動力・受変電等の工事、及び、消防設備の動力・電気関係工事
通信設備	テレビ電波障害防除設備工事、映像・音響・拡声設備工事、及び、電話・情報通信設備工事、及び、通信用鉄塔、反射板等の工事



【別表2】許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例

※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別

【※表中の斜文字 = 島根県建設工事種別一般競争入札取次方針に示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したものです】

建設業許可 (建設工事 の種類)	島根県が定める発注工事種別													【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示(注か))									
	一般土木	アクリル舗装	特殊舗装	鋼橋上部	アスベスト コクーン 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備 (建築物)	法面処理	維持修繕	クランク	一般建築	管 (建築物以外)	電気	通信設備	工事の別示	区分の考え方			
電気																					<p>送電・引込・公 道等の架線設 置等の架線設 置工事、共同 送電線の架線 工事、管内電 灯・コンセント 等の工事</p> <p>【別表2斜字 記載工事 】</p>	<p>送電設備工事、送電 線工事、引込線工 事、管内電灯工事、 管内電線工事、管 内送電工事、ネオン 設置工事、</p>	<p>管に覆は(管)、下水運 送・収集し処理する施設 では(水運施設)、汲排水 式で(収集し処理する施設 は)「清掃施設」となる</p>
管																					<p>冷暖房設備工事、冷暖 房設備工事、空調設 備工事、給排水・給湯設 備工事、衛生設備工事、浄 化槽工事、ガス管配管工 事、ダクト工事、管内重 生工事</p>	<p>建築物・施設 の外壁・屋根 の防水工事 【別表2斜字 記載工事 】</p>	<p>建築物・施設 以外で(水運施設 を)設置する工 事</p>
タイル・れん が・ブロック																					<p>コンクリートブロック積み （張り）工事、れんが積 み（張り）工事、タイル張 り工事、築地工事、サイ ネット張り工事</p>	<p>タイル・れんが等外壁等に張る 工事(タイル・れんがの厚 さを2cm以上、又は「屋根」に なす)</p>	
鋼構造物																					<p>鋼骨等の製作・加工、組 立床での一括工事が(鋼 骨構造物)、加工済みの鉄 骨を現場組み立てる工 事は(鋼骨組立)となる</p>		
鉄筋																					<p>鉄筋加工組立工事、鉄 筋継ぎ工事</p>		
舗装																					<p>アクリル舗装工事、特 殊舗装工事、鋼橋上 部の鋼橋工事、路盤 築造工事</p>	<p>コンクリート等の舗装上 に人工芝を貼り付ける 工事は「舗装」となる</p>	



【別表2】許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例  
 ※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別  
 【※表中の斜文字 = 鳥根県建設工事種別一般競争入札取扱いに示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したものの】

建設業許可 (建設工事 の種類)	鳥根県が定める発注工事種別											【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示ほか)							
	一般土木	アクリル舗装	特殊舗装	鋼橋上部	コンクリート 構造物	港灣	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 (建築物)	法面処理	維持修繕	グラフィ	一般建築 (建築業以外)	電気	通信設備	工種の示	区分の考え方
架設線																		冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備、燃料工業・化学工業等設備の架設線工事、ケーブル取付け取除工事	
電気通信																		電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設備工事、空中線設備工事、一分通信設備工事、情報制御設備工事、情報制御設備設置工事、情報制御設備防犯設備工事、電気通信回線設備工事、電話・情報通信設備工事	
造園																		植栽工事、地盤工事、景石工事、池・しろろ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水造工事、屋上緑化工事、緑地育成工事	
さく井																		全層掘・大規模掘削工事、ケーシング取付工事、ケーシング取付工事、自動で取付工事、さすま工事、金屋別ケーシング取付け工事	
建具																		造園に関する工事(他の工事種別に属さないもの)のうち、建具の単体工事	
水道施設																		取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事、下水処理設備工事	敷地内配管・配水小管設置工事(管、公道等)への下水処理設備・農業用水施設工事は「土木一式」となる
消防施設																		消火設備設置工事、スプリンクラー設置工事、消火設備工事、動力消防ポンプ設置工事、防災無線設備工事、非常時設備工事	面式消火設備設置工事(消火器具一式)または「鋼構造物」となる
清掃施設																		この処理施設工事、し尿処理施設工事	公事防止用の汚水処理設備(職員更衣室)に於ける
解体工事																		建築に関する工事(他の工事種別に属さないもの)のうち、構造物解体の単体工事等	それぞれの特許工事の目的物のみの解体は各専門工事となる